

無料相談

市民総合相談 予約は ☎ 0857-20-3862 まで

■市民総合相談センター（市役所駅南庁舎1階 41番窓口）【予約不要】
《くらし110番相談窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。
《消費生活相談窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、多重債務など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
とき：平日8:30～17:00（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

■法律相談【電話予約制】

内容：法律全般（弁護士対応）
とき：10/16（水）・29（火）13:00～16:00（定員各5人ずつ）
ところ：駅南庁舎
予約：10/8（火）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）
とき：10/23（水）13:00～16:00（定員5人）

ところ：本庁舎
予約：10/21（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
とき：10/9（水）13:00～16:00（定員5人）

ところ：駅南庁舎
予約：10/2（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
とき：10/17（木）13:00～16:00（定員3人）
ところ：駅南庁舎
予約：10/10（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3862

女性なんでも相談

内容：法律（弁護士対応）
※一般相談は、鳥取市人権福祉センター（☎0857-24-8241）で受け付けします。

とき：10/10（木）13:00～16:00、10/28（月）9:00～12:00
ところ：男女共同参画センター（西町二丁目福祉文化会館内）
予約：9/20（金）8:30～ ※電話などにて先着順

☎ 男女共同参画センター ☎ 0857-24-2704

行政相談

内容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
とき：10/3（木）・9（水）・15（火）・28（月）13:30～15:00
10/21（月）13:00～16:00

ところ：10/3＝市役所駅南庁舎、10/9＝輝なんせ鳥取、10/15＝さざんか会館、10/21＝とりぎん文化会館、10/28＝トスク本店インフォメーションルーム

☎ 鳥取行政評価事務所 ☎ 0857-24-5542

行政書士無料相談

とき：9月14日（土）10:30～15:00 ※当日受付、先着順
ところ：県立図書館2階 小研修室
内容：相続・遺言、成年後見、交通事故後遺障害等級認定、帰化・在留許可などの手続きなど

とき：10月6日（日）10:00～15:00 ※当日受付、先着順
ところ：気高図書館 2階会議室
内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など
☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

緑の相談

とき：9月26日（木）13:30～16:00
ところ：駅南庁舎1階入口ホール（日本海新聞社側）
内容：植物に関する疑問、管理・育成など
☎ 県造園建設業協会東部支部 ☎ 0857-51-8712

特設人権相談

とき：9月20日（金）13:00～16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）
☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
とき：9月18日（水）13:30～16:00
ところ：県庁議会棟 会議室（東町一丁目）

☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

調停なんでも相談会

お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭のもめごとについて、調停委員が無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください。 ※予約不要
とき：9月25日（水）10:00～15:00
ところ：とりぎん文化会館 第5・6会議室（尚徳町）

☎ 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎ 0857-22-2171

不動産無料相談

とき：9月18日（水）10:00～15:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内容：民法、借地借家、宅建業法、登記、物件、鑑定など
☎ 公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部 ☎ 0857-29-5411

高齢者・障がい者の人権あんしん相談

高齢者や障がい者をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国一斉に電話相談を実施します。
とき：9月9日（月）～9月13日（金）8:30～19:00
9月14日（土）・15日（日）10:00～17:00
内容：人権擁護委員、法務局職員による電話相談
☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0570-003-110

猫の避妊・去勢奨励事業

申込書を本庁舎生活環境課または各総合支所市民福祉課に設置していますので、希望する人は、10月15日（火）までに申し込んでください。

☎ 社団法人鳥取県獣医師会 ☎ 0857-53-4300

鳥取駅前太平線
バード・ハット イベント情報

月日（曜日）	時間	イベント名
9月1日（日）	13:00～17:00	いけばな甲子園
9月7日（土）	11:00～14:00	タマにごアゲイン 2013
9月8日（日）	10:00～15:00	とっとり防災フェスタ 2013
9月15日（日）	11:00～17:00	街なか音楽ライブ
9月21日（土）	19:30～21:10	バード・ハット映画祭
9月28日（土）	11:00～11:30	街なか公開ウエディング

※イベント名を一部省略して掲載しています。
☎ 第二庁舎経済・雇用戦略課 ☎ 0857-20-3222

「まちなかあまいものスイーツ大集合」第2弾 参加店舗募集

「まちなかあまいものスイーツ大集合」は大変好評につき第2弾を次のとおり開催します。参加を希望される店舗は、申込書をまちパル鳥取または鳥取市公式ホームページから入手し、まちパル鳥取1階インフォメーションへお申込みください。

申込締切 9月20日（金）
※ただし10店舗になり次第締め切ります。

出店説明会 とき：9月27日（金）14:00～
ところ：鳥取市役所第二庁舎5階第1会議室

【まちなかあまいものスイーツ大集合第2弾開催】

日時 10月19日（土）10:00～15:00
場所 まちパル鳥取1階
テーマ 秋
チケット販売 10月1日（火）からまちパル鳥取1階インフォメーション及び参加店舗店頭にて販売いたします。

料金 1000円（飲み物付き）
☎ 第二庁舎経済・雇用戦略課 ☎ 0857-20-3249
☎ http://www.city.tottori.lg.jp/

鳥取の食材を活かそう！

☎ 第二庁舎経済・雇用戦略課 ☎ 0857-20-3249
梨・いちじくを活用した「タルト・フリユイ」



材料 18 cmのタルト型 1個分（4人分）

バター（無塩）	90g	梨	300g
粉砂糖	120g	レモン汁	30g
アーモンドパウダー	50g	カスタードクリーム	350g
溶き卵	75g	飾り用果物など	適量
塩	少々	（梨・いちじく・ぶどう・ブルーベリー・ミント）	
薄力粉	140g		

- ①【サブ生地】バター90gに粉砂糖65gとアーモンドパウダー20gを混ぜ、さらに溶き卵30g、塩少々を加えて混ぜる。次に薄力粉140g全量を加え、均一に混ぜるとラップをして冷蔵庫で1時間休ませる。
- ②【アーモンドクリーム】ボウルにバター50g、粉砂糖50g、アーモンドパウダー50gを加えて空気が入らないように混ぜる。溶き卵45gを2～3回に分けて混ぜ、均一になるよう混ぜる。
- ③【梨のコンフィチュール】梨半分（約150g）をサイコロ状に、残り半分はすりおろす。鍋に梨・砂糖を入れて中火で熱する。アクを取りながら煮詰め、冷ます。
- ④【生地を焼く】打粉をして生地を3mmに伸ばし、型より少し大きめにして、生地を型に密着させる。親指で押さえる。アーモンドクリームを絞り、180℃のオーブンで30分焼き、冷ます。冷めたらコンフィチュールを塗り、その上にカスタードクリームを絞り、飾り用のフルーツ、ミントを飾り、粉砂糖をふる。

No.006

ガード博士とメーブル助手の消費者トラブル講座

☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3863

新たな借入トラブル、偽装質屋！

高年齢などの年金受給者に対して、「何でもいから質草を持って来て」と言い、壊れた時計など価値のない物を預けさせ、実際には年金を担保としてお金を貸す偽装質屋の相談が増えています。
偽装質屋は、返済を年金口座から自動引き落としするよう勧誘し、いったん利用すると年金から返済させます。そのため『手元にお金が残らず再度借りる』ということを繰り返すようになります。

アドバイス

偽装質屋は貸金業の上限を超える高金利で貸し付けています。たとえ質屋の許可を得ていても、その実態は高金利のヤミ金です。絶対に利用してはいけません。

「お金が足りなくて生活が苦しい」といっては誰にでも起こりうることです。そのとき、借り入れをして対応することを繰り返すと、利息がつくため、いつそう生活が苦しくなります。

現在借り入れをしていて、返済で悩んでいる方は、市民総合相談センターに相談してください。

ガード博士からのワンポイント！

生活資金や多重債務で困った時は早めに相談するのじゃー！



ガード博士



メーブル助手